特定非営利活動法人アクセプト・インターナショナル
役員報酬規程

（目的）
第１条　この規程は、特定非営利活動法人アクセプト・インターナショナル（以下「この法人」という。）の役員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

（役員）
第２条　この規程で定める役員とは、この法人の理事及び監事とする。

（報酬）
第３条　役員の報酬については、理事会の承認を得て、支給することができる。
　２　役員の報酬額は、理事会において決定した額とする。

（報酬の支給日）
第４条　役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

（補則）
第５条　この規程に関し、必要な事項は代表理事が別に定める。

附則
１　この規定は、２０１７年6月３０日より施行する。
２　この規程の改定は、２０２５年3月１日から施行する。

特定非営利活動法人アクセプト・インターナショナル
給与規程

第１章　総則

（目的）
第１条　この規程は、特定非営利活動法人アクセプト・インターナショナル（以下「この法人」という。）の職員の給与等に関する事項について定めたものである。

（適用範囲）
第２条　この規程は、有期及び無期雇用職員（以下、職員）として採用された者に対して適用する。

（給与等の種類）
第３条　この規程において職員に支払う給与の種類は次の各号のとおりとする。
（１）基本給
（２）能力・経験給
（３）時間外労働割増賃金
（４）深夜労働割増賃金
（５）休日労働割増賃金
（６）成果連動報酬手当
（７）通勤手当
（８）休業手当

（均等待遇）
第４条　職員の国籍、信条、又は社会的身分を理由として、給与において差別的取扱いをすることはない。

（給与の決定）
第５条　給与は職員の勤務形態に応じて、代表理事がこれを定める。

（見直しの原則）
第６条　給与の見直しは、各人ごとに行う。

第２章　給与

（基本給）
第７条　基本給は、勤続年数に関わらず全員一律２０万円とする。

（能力・経験給）
第８条　能力・経験給は、職員の能力・経験・職務内容等を勘案の上、個別に定めて支給する。ファンドレイジング力等も含む。

（時間外労働割増賃金、深夜労働割増賃金、休日労働割増賃金）
第９条　時間外・深夜・休日勤務を命じた職員には割増賃金を支給しなければならない。
２　前項の分単位の割増賃金は、次の各号の算式により計算して支給する。但し労基法第４１条に定める管理監督者については割増賃金は支給しない。
（１）時間外労働割増賃金（法定労働時間を超えて労働させた場合）
（基本給＋能力・経験給）÷２０日÷８時間×１．２５×時間外労働時間数
（２）休日労働割増賃金（法定休日に労働させた場合）
（基本給＋能力・経験給）÷２０日÷８時間×１．３５×休日労働時間数
（３）深夜労働割増賃金（午後１０時から午前５時までの間に労働させた場合）
（基本給＋能力・経験給）÷２０日÷８時間×０．２５×深夜労働時間数

（成果連動報酬手当）
第１０条　成果連動報酬手当は、この法人の定める業務内容や定める期間内に定める目標を達成した者に対して特別に支給する。

（通勤手当）
第１１条　通勤手当は、申請された際に、運賃・時間・距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額を支給する。但し、１万円を上限とする。

（休業手当）
第１２条　この法人の責に帰すべき事由により休業したため就業しなかった場合には、休業１日につき労働基準法に定める方法により計算する平均賃金の６０%を支給する。

第３章　支払いについての取り扱い

（給与計算期間及び締切日）
第１３条　給与計算期間は、毎月１日から末日までとする。

（給与の支払日）
第１４条　給与は計算期間月の翌月２０日に支払う。但し、支払日が金融機関の休業日に当たる場合、その前営業日または翌営業日に支払うことができる。

（給与の支払方法）
第１５条　給与は、法人が指定した本人名義の銀行口座へ振り込むことによって支払う。

（給与からの控除）
第１６条　給与の支払いに当たって、次に掲げる各号のものを控除する。
（１）源泉所得税、住民税
（２）健康保険、厚生年金保険、雇用保険、介護保険等の保険料

（日割単価の計算及び端数処理）
第１７条　日割単価は、次の号の算式により計算して支給する。
（１）（基本給＋能力・経験給＋通勤手当）÷２０日

（欠勤、遅刻、早退及び私用外出について）

第１８条　給与から当該日数又は時間分の賃金を控除する。

２　前項の場合、控除すべき賃金の１時間あたりの金額の計算は以下のとおりとし、１時間あたりの賃金額及び割増賃金額に円未満の端数が生じた場合、５０銭未満の端数を切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を１円に切り上げるものとする。

（基本給＋能力・経験給＋各種手当）÷（８時間×２０日）

（退職時の給与の支払い）

第１９条　職員が退職した場合の当該給与計算期間の給与について、第１３条の規定にかかわらず、本人又は身元保証人から請求があった場合は、未払の給与を支払日後であっても支払うことができる。

（有給休暇の取扱い）

第２０条　年次有給休暇の有給休暇を認める。

２　その他の休暇等は無給扱いとする。

（その他、例外事項）

第２１条　その他、本規程に定めのない事項については、各関係法令の例により、理事会がこれを定める。

附則

１　この規程は、２０１７年6月３０日より施行する。

２　この規程は、２０２２年9月２７日に一部改正する。

３　この規則の改定は、２０２３年4月１日から施行する。

４　この規則の改定は、２０２３年１１月１日から施行する。

５　この規則の改定は、２０２４年１０月１日から施行する。

６　この規則の改定は、２０２５年3月１日から施行する。

特定非営利活動法人アクセプト・インターナショナル
給与規程（別表）

基本給

1. 基本給

項目	金額	備考
有期及び無期雇用職員	200,000	勤続年数に関わらず全員一律。

2. 能力・経験給（目安）

項目	金額	備考
上限	1,000,000	職員の能力・経験・職務内容等を勘案の上、個別に定めて支給する。 能力・経験例）プロジェクトマネジメント力、チームマネジメント力、交渉力、語学力、ファンドレイジング力、職務における経験・資格等
下限	0	

各種手当

1. 成果連動報酬手当

項目	金額	備考
上限	500,000	成果連動報酬手当は、法人の定める業務内容や定める期間内に定める目標を達成したものに対して特別に支給する。
下限	0	

2. 通勤手当

項目	金額	備考
上限	10,000	通勤手当は、申請された際に、運賃・時間・距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額を支給する。
下限	0	

書式第１７号（法第５５条関係）

特定非営利活動促進法第 54 条第２項第３号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人アクセプト・インターナショナル	事業年度	令和７年４月１日～令和８年３月 31 日

1　資金に関する事項［①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項］

※　丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第２項第３号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第１項各号に対応しています。以下同じです。

⑴　収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	140,000 円
賛助会員受取会費	682,746 円
受取寄附金	102,995,222 円
ボランティア受入評価益	26,667,831 円
受取助成金	231,143,489 円
受託事業収益	4,532,302 円
社会における分断を修復するために必要な啓発啓蒙、人材育成、調査研究、情報収集・提供・発信、政策等の提言事業	2,397,310 円
受取利息	130,930 円
雑収益	547,845 円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	369,237,675 円

⑵　借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

⑶　その他

なし

2　取引の内容に関する事項［③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項　イ　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引　ロ　役員等との取引］

⑴　収益の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]	[redacted]	81,670,170 円	助成金
		72,692,508 円	助成金
		46,277,575 円	助成金
		11,000,000 円	協賛金
		7,414,453 円	助成金

⑵　費用の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]	[redacted]	19,065,664 円	食料支援費
		14,141,645 円	食料支援費
		11,200,617 円	建築・改修費
		9,837,343 円	租税公課
		8,640,000 円	役員報酬

⑶　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ　資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
[redacted]		書籍１冊	令和７年７月12日	1,800 円	100 円未満切り捨て価格で販売。
		書籍２冊	令和７年７月12日	3,200 円	100 円未満切り捨て価格で販売。
		書籍１冊	令和７年10月12日	1,800 円	100 円未満切り捨て価格で販売。
		書籍１冊	令和７年10月25日	1,800 円	100 円未満切り捨て価格で販売。
				円	

ロ　資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ　役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
[redacted]		PR 活動に関する制作物（2025 年度分）	令和 7 年 7 月～令和 7 年 12 月	481,500 円	請求書に基づく。 複数業者の相見積もりを取ったうえで金額を決定。
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

3　寄附者に関する事項［④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日］

氏　　名	寄　附　金　額	受領年月日
[redacted]	10,000円	令和7年4月30日
	10,000円	令和7年5月31日
	10,000円	令和7年6月30日
	10,000円	令和7年7月31日
	10,000円	令和7年8月29日
	10,000円	令和7年9月30日
	10,000円	令和7年10月31日
	500,000円	令和7年10月31日
	10,000円	令和7年11月28日
	10,000円	令和7年12月30日
	10,000円	令和8年1月30日
	50,000円	令和8年2月27日
	10,000円	令和8年2月27日
	10,000円	令和8年3月31日
	20,000円	令和7年4月30日
	20,000円	令和7年5月31日
	20,000円	令和7年6月30日
	20,000円	令和7年7月31日
	20,000円	令和7年8月29日
	20,000円	令和7年9月30日
	20,000円	令和7年10月31日
	20,000円	令和7年11月28日
	20,000円	令和7年12月30日
	20,000円	令和8年1月30日
	20,000円	令和8年2月27日
	20,000円	令和8年3月31日

4　役員等に対する報酬又は給与の状況［⑤イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額］

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注１）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏　　名	職　名	法人との関係（注２）	報酬・給与の区　　分	支給期間等	支給金額
[redacted]			報酬	令和７年４月１日～令和８年３月31日	8,660,000 円
			給与	令和７年４月１日～令和８年３月31日	4,741,445 円
			給与	令和７年６月28日～令和８年３月31日	2,700,000 円
			給与	令和７年４月１日～令和８年３月31日	[redacted]

（注２）注１の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集　計　期　間	令和７年　４月　１日　～　令和８年　３月　31日

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
59 人	26,259,918 円

5　支出した寄附金に関する事項［⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日］

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
[redacted]	[redacted]	R7.4.27～ R8.3.25	2,264,420 円	出所者支援、社会復帰準備金
		R7.6.5	296,367 円	プロジェクト実施資金
		R7.6.11	735,800 円	プロジェクト実施資金
			円	
		合計	3,296,587 円	

6　海外への送金等に関する事項［⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日］

実施日	使途	金額
R7.4.2	シリア事業　出張持出金	900,000 円
R7.4.10	コロンビア事業　活動資金	3,825,611 円
R7.4.15	シリア事業　活動資金	148.237 円
R7.4.23	イエメン事業　活動資金	1,439,467 円
R7.4.23	イパレスチナ事業　活動資金	164,924 円
R7.4.24	イエメン事業　活動資金	1,411,567 円
R7.4.24	シリア事業　活動資金	9,987,049 円
R7.4.30	ソマリア事業　活動資金	3,283,884 円
R7.5.1	イエメン事業　出張持出金	2,906,400 円
R7.5.6	シリア事業　活動資金	9,159,049 円
R7.5.14	パレスチナ事業　旅費交通費	30,901 円
R7.5.28	ソマリア事業　活動資金	3,376,989 円
R7.6.5	国際規範関連事業　支払助成金	296,367 円
R7.6.9	国際規範関連事業　諸謝金	10,217 円
R7.6.11	国際規範関連事業　支払助成金	735,800 円

R7.6.17	ソマリア事業　活動資金	823,836 円
R7.6.18	パレスチナ事業　活動資金	2,413,350 円
R7.6.19	イエメン事業　活動資金	1,742,072 円
R7.6.27	ソマリア事業　活動資金	3,647,449 円
R7.7.2	ケニア事業　活動資金	161,362 円
R7.7.6	インドネシア事業　出張持出金	1,257 円
R7.7.8	ケニア事業　活動資金	804,850 円
R7.7.9	ケニア事業　給料手当	[redacted]
R7.7.9	イエメン事業　活動資金	293,640 円
R7.7.9	イエメン事業　活動資金	293,640 円
R7.7.10	ケニア事業　活動資金	487,877 円
R7.7.11	ケニア事業　会議費	1,188,238 円
R7.7.13	ケニア事業　活動資金	117,687 円
R7.7.17	ケニア事業　活動資金	500,000 円
R7.7.21	ケニア事業　活動資金	582,813 円
R7.7.23	ケニア事業　会議費	367,346 円
R7.7.23	ケニア事業　会議費	66,335 円
R7.7.23	ケニア事業　業務委託費	353,784 円
R7.7.28	ソマリア事業　活動資金	3,775,040 円
R7.7.29	ケニア事業　会議費	1,863,641 円
R7.8.3	ケニア事業　活動資金	705,159 円
R7.8.4	ケニア事業　活動資金	705,159 円
R7.8.12	ケニア事業　会議費	1,072,775 円
R7.8.12	ケニア事業　給料手当	[redacted]
R7.8.12	コロンビア事業　活動資金	487,544 円
R7.8.12	コロンビア事業　建設・修繕費	2,963,949 円
R7.8.12	イエメン事業　活動資金	5,187,919 円
R7.8.13	ケニア事業　業務委託費	640,012 円
R7.814	ケニア事業　活動資金	988,100 円
R7.8.15	ケニア事業　会議費	967,282 円

R7.8.15	ケニア事業　活動資金	363,096 円
R7.8.22	ケニア事業　活動資金	948,770 円
R7.8.26	ケニア事業　活動資金	829,016 円
R7.8.27	ケニア事業　活動資金	829,016 円
R7.8.27	ケニア事業　会議費	345,323 円
R7.8.27	ケニア事業　会議費	502,829 円
R7.8.29	ケニア事業　給料手当	[redacted]
R7.8.29	ケニア事業　会議費	342,966 円
R7.8.29	ケニア事業　会議費	591,320 円
R7.8.29	ケニア事業　会議費	447,038 円
R7.8.29	ケニア事業　活動資金	6,214,114 円
R7.8.29	ケニア事業　活動資金	114,284 円
R7.7.31	ケニア事業　活動資金	874,722 円
R7.9.1	ソマリア事業　活動資金	4,454,612 円
R7.9.4	イエメン事業　活動資金	5,577,137 円
R7.9.4	ケニア事業　助成金の返還	10,946,872 円
R7.9.11	ケニア事業　地代家賃	250,083 円
R7.9.11	ケニア事業　会議費	161,603 円
R7.9.23	ケニア事業　出張持出金	12,882 円
R7.9.25	ケニア事業　出張持出金	1,343,225 円
R7.9.25	イエメン事業　出張持出金	57,959 円
R7.9.26	ケニア事業　業務委託費	69,554 円
R7.9.29	ソマリア事業　活動資金	3,965,016 円
R7.10.7	ケニア事業　給料手当	[redacted]
R7.10.9	イエメン事業　活動資金	9,009,904 円
R7.10.14	ケニア事業　地代家賃	89,378 円
R7.10.14	ケニア事業　業務委託費	71,513 円
R7.10.20	ケニア事業　仮受金	4,575,169 円
R7.10.22	ケニア事業　活動資金	657,992 円
R7.10.22	ケニア事業　仮受金	1,994,949 円

R7.10.28	ソマリア事業　活動資金	4,013,013 円
R7.11.6	イエメン事業　活動資金	5,512,271 円
R7.11.7	ケニア事業　給料手当	[redacted]
R7.11.7	ケニア事業　地代家賃	310,104 円
R7.11.16	パレスチナ事業　出張持出金	46,097 円
R7.11.24	ケニア事業　活動資金	748,539 円
R7.11.28	ソマリア事業　活動資金	4,036,505 円
R7.12.4	イエメン事業　活動資金	8,868,127 円
R7.12.4	ケニア事業　給料手当	[redacted]
R7.12.5	コロンビア事業　業務委託費、未払金の精算	52,101 円
R7.12.18	ケニア事業　仮受金	1,296,380 円
R7.12.25	ケニア事業　出張持出金	819,813 円
R7.12.25	ソマリア事業　活動資金	4,022,403 円
R7.12.25	イエメン事業　活動資金	9,941,486 円
R7.12.26	イエメン事業　活動資金	9,942,960 円
R8.1.3	ケニア事業　出張持出金	725,770 円
R8.1.4	ケニア事業　活動資金	1,000,000 円
R8.1.5	ケニア事業　活動資金	1,000,000 円
R8.1.5	ケニア事業　活動資金	859,770 円
R8.1.5	ケニア事業　給料手当	[redacted]
R8.1.5	ソマリア事業　活動資金	1,573,792 円
R8.1.8	ケニア事業　会議費	788,156 円
R8.1.9	ケニア事業　仮受金	901,254 円
R8.1.20	インドネシア事業　助成金の返還	1,219,479 円
R8.1.23	パレスチナ事業　給料手当、未払金の精算	[redacted]
R8.1.26	ソマリア事業　活動資金	4,534,071 円
R8.1.27	国連規範関連事業　諸謝金	77,625 円
R8.1.28	コロンビア事業　業務委託費	50,453 円
R8.1.29	海外総務事業　出張持出金	2,703 円
R8.1.30	ケニア事業　仮受金	1,270,797 円

R8.1.30	ケニア事業　会議費	609,751 円
R8.2.3	コロンビア事業　業務委託費、未払金の精算	110,033 円
R8.2.4	ケニア事業　給料手当	[redacted]
R8.2.5	パレスチナ事業部　業務委託費	89,217 円
R8.2.12	ケニア事業　地代家賃	131,198 円
R8.2.12	パレスチナ事業　活動資金	3,002,667 円
R8.2.12	コロンビア事業　旅費交通費	62,400 円
R8.2.17	コロンビア事業　印刷製本費	318,832 円
R8.2.20	パレスチナ事業　給料手当、未払金の精算	[redacted]
R8.2.26	ソマリア事業　活動資金	4,182,746 円
R8.2.27	ケニア事業　活動資金	2,693,473 円
R8.3.4	パレスチナ事業　出張持出金	111,436 円
R8.3.5	ケニア事業　仮受金	1,279,408 円
R8.3.5	ケニア事業　給料手当	[redacted]
R8.3.6	ケニア事業　活動資金	6,704,482 円
R8.3.6	コロンビア事業　業務委託費	39,600 円
R8.3.12	ケニア事業　業務委託費	104,365 円
R8.3.13	ケニア事業　地代家賃	44,195 円
R8.3.13	ケニア事業　活動資金	4,413,886 円
R8.3.13	ケニア事業　未払金の精算	101,142 円
R8.3.13	ケニア事業　旅費交通費	239,096 円
R8.3.17	コロンビア事業　業務委託費、支払手数料、通信運搬費	55,460 円
R8.3.18	イエメン事業　活動資金	9,604,800 円
R8.3.25	パレスチナ事業　給料手当	[redacted]
R8.3.27	ケニア事業　仮受金	1,107,485 円
R8.3.31	ソマリア事業　活動資金	5,006,092 円

書式第７号（法第４４条･５１条･５８条関係）

認定基準等チェック表　（第３表）　（初葉）

法人名	特定非営利活動法人アクセプト・インターナショナル	チェック欄
３ 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ　役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ３分の１以下であること ⑴ 役員及びその親族等 ⑵ 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ　各社員の表決権が平等であること ハ　会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ　支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区分＼項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 ⑵÷⑴	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 ⑷÷⑴
		①	②	③	④	⑤
ⓐ	令和７年４月１日～令和８年３月１日	８人	０人	0%	０人	0%
ⓑ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓒ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓓ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓔ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓕ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

（注１）　各欄の人数等は、第３表付表１「役員の状況」から転記してください。

（注２）　③及び⑤については、小数点以下第２位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第３表）は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	（はい）・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	（はい）・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

㊟　該当する項目を〇で囲み、監査証明書又は第３表付表２「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・（無）	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第３表）記載要領

項　　目	記　載　要　領	注　意　事　項
イの各欄	区分欄の「ⓐ～ⓕ」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第３表付表１「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	①　「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「〇」した場合には監査証明書を添付してください。 ②　「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「〇」した場合には、第３表付表２「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	

記載要領の補足

〇　二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第８号（法第４４条･５１条･５８条関係）

役　員　の　状　況

第３表付表１

法人名	特定非営利活動法人アクセプト・インターナショナル	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役　員　数		8人	人	人	人	人	人	人
⑴　最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
⑵　最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役　員　の　内　訳

氏　名	住　所	職名	続柄等	就任等の状況							
				ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時	就任・退任年月日
永井　陽右	[redacted]	理事	[redacted]	○							平成29年4月3日就任
金丸　凛		理事		○							令和4年6月26日就任
齋藤　悠太		理事		○							令和2年6月27日就任
杉本　優香		理事		○							令和4年6月26日就任 令和7年6月28日退任
南條　佑太		理事		○							令和6年8月29日就任
高橋　みづき		理事		○							令和6年8月29日就任
吉野　京子		理事		○							令和7年6月28日就任

	[redacted]		[redacted]								
小川　隆弘		監事		○							令和5年12月23日就任
島野　珠緒		監事		○							令和6年8月29日就任

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第９号（法第４４条･５１条･５８条関係）

帳　簿　組　織　の　状　況

第３表付表２

法人名	特定非営利活動法人アクセプト・インターナショナル

伝　票　又　は　帳　簿　名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（マネーフォワードクラウド会計）使用 ルーズリーフ	月１回	7年
仕訳日記帳	会計ソフト（マネーフォワードクラウド会計）使用 ルーズリーフ	月１回	7年
棚卸資産台帳	手書きルーズリーフ	都度	7年
賃金台帳	給与計算ソフト（マネーフォワードクラウド給与）使用 ルーズリーフ	月１回	7年
入出金伝票	単票	都度	7年

（記載要領）

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「都度」、「毎日」、「週１回」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

書式第１０号（法第４４条･５１条･５８条関係）

認定基準等チェック表　（第４表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人アクセプト・インターナショナル	チェック欄
		✓

４　事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

イ　宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

ロ　役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ　実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が８０%以上であること

ニ　実績判定期間における受入寄附金総額の７０%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

・　「認定基準等チェック表（第４表）」は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第４表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。

・　認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１３号（法第４４条･５１条･５８条関係）

認定基準等チェック表　（第５表）

法人名	特定非営利活動法人アクセプト・インターナショナル	ﾁｪｯｸ欄
５　次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ　特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ　各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ　役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ　収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ　助成の実績を記載した書類		✓

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 **※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。**	同　意	
	する	しない

イ	①　事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ②　役員名簿 ③　定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
ホ	次の事項を記載した書類 ①　収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ②　資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③　次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位５者との取引 ・　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④　寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤　役員等に対する報酬又は給与の状況 a　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

（注意事項）

・認定基準等チェック表第５表は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

書式第１４号（法第４４条･５１条･５８条関係）

認定基準等チェック表　（第６、７、８表）

法人名	特定非営利活動法人アクセプト・インターナショナル

認定基準等チェック表　（第６表）

６　実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第２８条に規定する事業報告書等を同法第２９条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄

特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ
有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無

認定基準等チェック表　（第７表）

７　法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄
	✓

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実
その他公益に反する事実の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
有　・　(無)	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無

注・認定基準等チェック表（第７表）は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表　（第８表）

８　申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後１年を超える期間が経過していること	チェック欄

事業年度	月　日～　月　日	設立年月日	年　月　日

（注意事項）

- 法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）の記載の必要はありません。また、法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１５号（法第４４条･５１条･５８条関係）

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人アクセプト・インターナショナル	チェック欄

認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 ✓

１　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合

イ　認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの

ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ　特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ニ　暴力団の構成員等(注2)

２　認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人

３　定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

４　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。

５　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人

６　次のいずれかに該当する法人

イ　暴力団

ロ　暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者の有無	有 ・ (無)
ロ	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有 ・ (無)
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有 ・ (無)
ニ	暴力団の構成員等の有無	有 ・ (無)

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人	はい ・ (いいえ)

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい ・ (いいえ)

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人	はい ・ (いいえ)
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、**上記４に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること** ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人	はい ・ (いいえ)

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい ・ (いいえ)
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい ・ (いいえ)